

情報提供

島根原子力発電所 新規制基準適合性審査の状況ほか

2022年10月14日

中国電力株式会社

1. 新規制基準適合性審査状況

(1) 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査状況

- 工事計画認可申請に係る補正書を原子力規制委員会へ計5回提出しました。(計7回を予定しており、6回目を10月、7回目を12月に補正する計画)
第2回(2021.10.1)、第3回(2022.3.28)、第4回(2022.5.25)、第5回(2022.7.28)
- 現在、工事計画認可の審査会合は4回実施されていますが、審査は主にヒアリングを中心に進められています。(2022.8末現在 計260回実施)

【特定重大事故等対処施設(以下、「特重施設」という)】

- 2022年2月28日に、特重施設等の設置に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出しました。
- これまで審査会合は6回実施されておりますが、保安上の観点から概要説明以外の会合は全て非公開で開催されています。

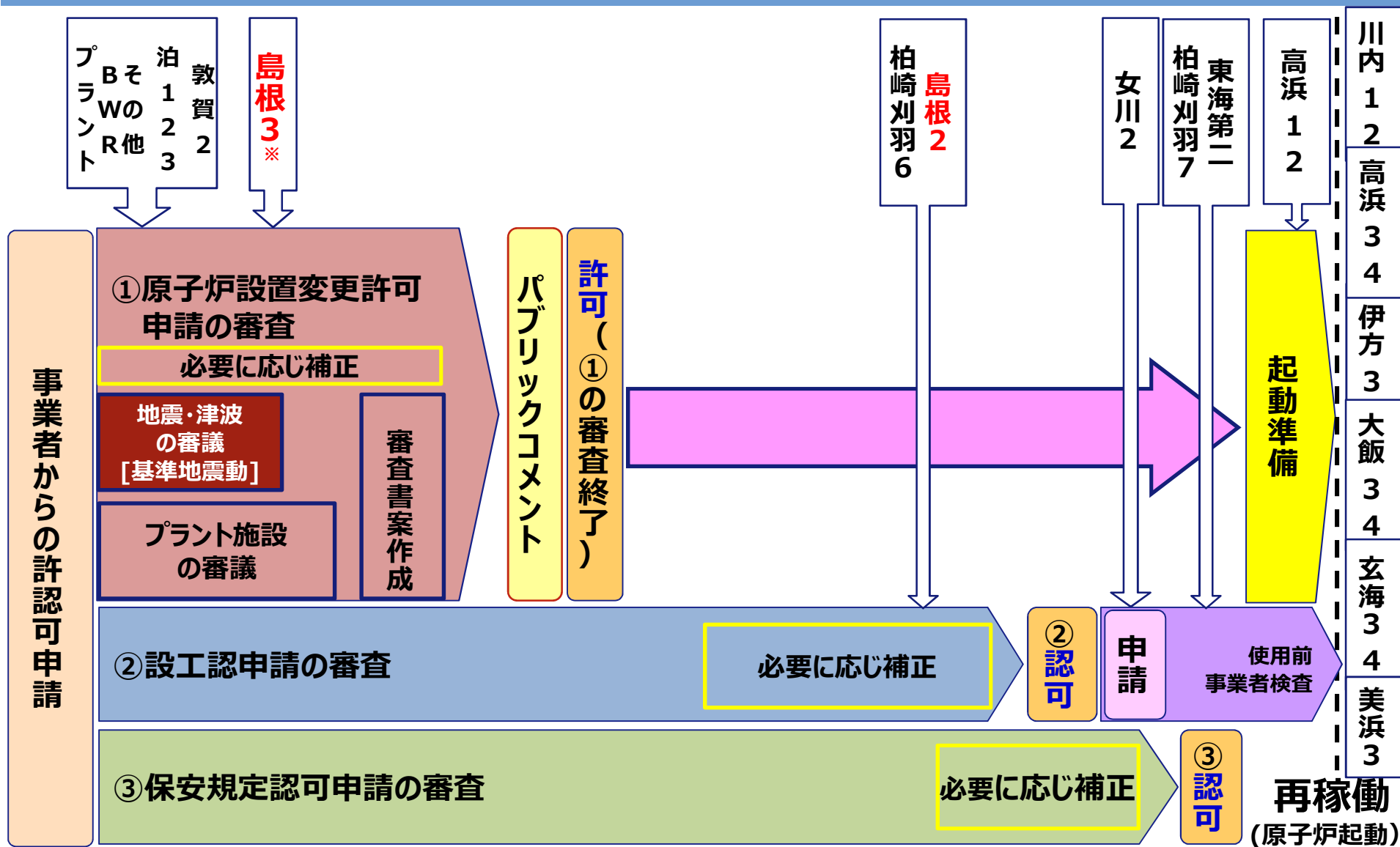
(2) 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査状況

- 2018年8月10日に原子炉設置変更許可申請し、2022年6月29日に補正書(2回目)を原子力規制委員会へ提出しました。
- 今回の補正は、主に、津波や火山などの自然災害の評価について、2号機の原子炉設置変更許可内容の反映等を行うとともに、2号機、3号機ともに燃料装荷することを前提とした原子力防災体制等の見直しを行ったものです。
- 補正後、適宜ヒアリングが実施されており、9月に補正後初となる審査会合が開催されました。

(3) 新規制基準適合性審査に係る審査状況

2022年8月末時点

(注) 再稼働までの流れは先行電力の実績を参考に記載



※: 島根3号機の設計および工事計画認可, 保安規定認可については別途申請

2. 関係自治体への対応状況

(1) 関係自治体における島根2号機再稼働に向けた対応状況

2022年6月14日、島根県知事から島根2号機原子炉設置変更許可に関する事前了解を受領したことで、全ての関係自治体による容認判断が整いました。

	首長の容認判断	当社への伝達
島根県	6月2日	6月14日
・ 松江市	2月15日	2月17日
・ 出雲市	3月25日	3月29日
・ 安来市	3月1日	3月28日
・ 雲南市	3月28日	3月31日
鳥取県	3月24日	3月25日
・ 米子市	3月18日	3月25日
・ 境港市	3月22日	3月25日

■ 周辺自治体との安全協定について

➤ 出雲市・安来市・雲南市

2021年10月15日

当社と周辺3市が安全協定運営要綱を改定、島根県と3市が「島根原子力発電所
周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書を改定。

➤ 鳥取県・米子市・境港市

2022年4月8日

「鳥取県民の安全確保等に関する協定」および「同協定の運営要綱」の一部について
改定。

(2)-1 鳥取県との安全協定改定調印式

鳥取県との間で協議を続けてきた安全協定について、改定内容が合意できたことから、以下のとおり調印式を開催し、安全協定及び運営要綱の改定を実施。

<調印式の概要>

- 日 時: 2022年4月8日(金) 10:00~10:45
- 場 所: 知事公邸 第1応接室
- 出席者: (先方) 鳥取県 平井知事、米子市 伊木市長、境港市 伊達市長
(当社) 芦谷代表取締役副社長執行役員、岩崎島根原子力発電所長

<改定概要>

- 「計画等の事前報告」に係る規定(安全協定: 第6条、運営要綱: 第3条)
 - ・規定の項目を「計画等の報告」から「計画等の事前報告」に変更。
 - ・「意見があった場合は誠意をもって対応する」旨を当該規定中に明記。
- 「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」に係る規定(運営要綱: 第4条)
 - ・核燃料物質等の輸送に係る日時や経路等、詳細な情報についても、当社から事前連絡することを規定。
- 「立入調査」に係る規定(安全協定: 第11条、運営要綱: 第8条)
 - ・規定の項目を「現地確認」から「立入調査」に変更したうえで、鳥取県は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、「立入調査」を行うことを規定。
 - ・米子市および境港市は、これまでどおり発電所に立ち入り確認することを規定。
- 「適切な措置の要求」に係る規定(安全協定: 第12条、運営要綱: 第9条)



(2)-2 島根・鳥取両県との原子力防災協力協定の締結

島根県および鳥取県との3者間で、当社が両県へ要員および資機材の面での支援を行うこと等を規定した「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結。

<調印式の概要>

- 日 時:2022年7月6日(水)10:00~10:25
- 場 所:米子市 国際ファミリープラザ ファミリーホール
- 出席者:島根県 丸山知事、鳥取県 平井知事、当社 瀧本代表取締役社長執行役員

<協定内容>

- (1)本協定は、島根原子力発電所に係る原子力防災対策について、島根県、鳥取県および当社が相互に連携、協力を図ることを目的として締結する
- (2)当社は、両県に対し、以下の事項について誠意をもって協力する
 - ・ 避難退域時検査、簡易除染およびこれに付帯する事項
 - ・ 緊急時モニタリング
 - ・ 避難行動要支援者等の避難等の支援(福祉車両の確保等を含む)
 - ・ 放射線防護対策施設への物資供給
 - ・ 避難所運営支援(物資輸送を含む)
 - ・ オフサイトセンターへの電源供給
 - ・ 放射線防護資機材の供給支援
 - ・ 住民相談窓口等の設置
 - ・ その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い当社が協力することとされた事項
- (3)当社は、鳥取県が実施する島根原子力発電所に係る原子力防災対策費のうち国の財源措置が行われないものについて応分負担する

